

●別表1 (助成金申請にかかわる支出項目の取扱基準)

No.	項目	説明	事例
1	消耗品費	一時的に消費または数回で利用できなくなる物品・1個あたりの単価が僅少な物品	文房具・用紙・紙食器類(紙コップ・紙皿等)・活動に必要な日用品など
2	備品費	比較的長期に使用できる器具・備品	ラジカセ・給湯ポット・デジカメ・ビデオデッキ・レクレーション関連機器など
3	材料費	事業や行事等で参加者や講師が使用する材料	食材費・工芸や手芸等で使用する材料など
4	諸謝金 (講師謝礼代等)	行事・研修会のために招へいた講師に対しての謝礼など	諸謝礼金・お礼品代等
5	印刷費	印刷および製本にかかる代金	チラシ・パンフレット・案内文等の印刷代など
6	旅費交通費	県内の研修会・会議等に出席するための公共交通機関の交通費(講師分含む)	電車・バスなどの交通機関
7	通信費	切手・はがき代などにかかる費用	切手・はがき購入費
8	使用料	行事・研修会等のための会場使用料	
9	賃借料	行事・研修会等で使用する物品のレンタル料	
10	会議費	講師との打ち合わせなどにおける茶菓子代	
11	食糧費	講師の昼食代等	
12	保険料	行事・研修会等を実施する場合の損害賠償保険	

●別表2 (助成の対象とならない経費)

<ul style="list-style-type: none"> ●会員のみで依頼する外注の弁当代など ●活動団体内での日当給付など ●行事や研修目的以外の宿泊費 ●行事ごとにおける催事用の物品景品や報酬等の現金譲渡など ●会員のみでの会議での会議費 ●上部団体等への負担金 ●その他不適切と会長が認めたもの
